



介護で仕事を辞める前に ご相談ください

介護と仕事の両立が困難となって、家族の介護のために仕事を辞めてしまうことを「介護離職」といいます。高齢者あんしんセンターみどの新町では、介護離職についての相談を受け、介護サービスや関係機関の紹介などを行っています。窓口や電話による相談のほか、ご相談いただいた方のお宅へ訪問し、相談をお受けすることもできます。介護と仕事の両立にお悩みの方は、お気軽にご相談ください。

～こんなこと、ありませんか～

- ◆母親が入院。回復の目途が立たないので、仕事はこのまま辞めるしかないのか。
- ◆病院への付き添い、仕事辞めるかな？
- ◆介護のために年休を使い切ってしまった。何か利用できる制度があるのか。
- ◆会社に介護休業の申出をしたら、うちには制度がなので退職するよう言われた。



仕事と介護の両立のための支援制度があります。
まずご相談ください



介護休業制度等の概要

- ★仕事と介護の両立支援の制度は、「育児・介護休業法」に定められています。
- ★両立支援の制度は会社の就業規則や、「育児・介護休業規定」に定められています。確認してみてください。
- ★会社に規定がない場合でも、ほとんどの制度が労働者の申出により利用することができます。

制度	概要
介護休業	要介護状態にある対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、介護休業を取得することができます。
介護休暇	要介護状態にある対象家族が1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで、1日又は時間単位で取得できます。
所定労働時間の短縮等の措置	事業主は、①短時間勤務制度、②フレックスタイム制度、③時差出勤の制度、④介護サービスの費用助成、いずれかの措置について、介護休業とは別に、対象家族1人につき利用開始から3年間で2回以上の利用が可能な措置を講じなければなりません。
所定外労働の制限 (残業を免除する制度)	1回の請求につき1月以上1年以内の期間で、所定外労働の制限を請求することができます。
不利益取扱いの禁止	事業主は、介護休業などの制度の申出や取得を理由として解雇など不利益な取扱いをしてはなりません。
介護休業等に関するハラスメント防止措置	事業主は、介護休業など制度の申出や利用に関する言動により、労働者の就業環境が害されることがないように、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければなりません。

—お気軽にご相談ください—

高齢者あんしんセンターみどの新町
電話 0274-42-0200

住所 高崎市新町3053-5
時間 8:30~17:15 (月~金)



暑い日が続きますが、
体調管理に気を付けて
過ごしましょう!!

